

簡易規制装置設置工

制定・改定日 2024.2.7

項 目	内 容	留 意 事 項
ケーブル位置確認及び明示	・露出ケーブルの確認(図面・位置図にて位置を特定) ・ピンクテープ及びスプレー等にてケーブル位置を明示する。	・防護柵支柱に設置する場合、ケーブル協議は実施しない。 (保全打ち合わせ済)
準 備 工	・作業打合せ(KY活動) ・規制及び作業内容等の確認 ・保護具の確認 ・使用機械、照明器具、資材、工具の点検 ・露出ケーブルの保護(ケーブル有の場合)	・安全打合せ書により確認及びKY活動実施 ・作業員全員への周知徹底(埋設物等含む) ・作業別安全チェックシートの活用 ・作業車の安全装置の確認 ・作業にあった適切な保護具の着用をする
簡易規制装置の設置	・作業方法・作業手順・作業分担を確認する。 ・親子バンドを用いて簡易規制装置をガードレールの支柱に添加する ・支柱・装置の水平を確認しながらボルトで親子バンドを固定する	・作業にあった適切な保護具の着用をする ・図面等を確認しながら設置する ・装置の鍵等をなくさないよう大切に保管する ・ユニックで装置や装置の支柱を吊る際は、玉掛け作業者の指示のもと行う ・保護具の着用
後片づけ	・現場内および周辺に残材が残らぬよう清掃する。 ・使用した資機材をトラックに積み込む。 ・清掃終了後は、責任者が必ず現場を確認し撤収する。	・使用した道具等は、現場に忘れ物が無いように確認する。 ・荷台などに資機材の置き忘れがないか確認する。 ・車両からの飛散防止対策(ネット、資機材の固定)がされているか確認する。

業編成(標準)			機材			資材		安全器具・保護具	
作業責任者	1	名	トラック(2t)	コードリール		簡易規制装置 一式		ヘルメット	手袋
現場監視員	1	名	クレーン付きトラック(4t)					反射(自発光)チョッキ	消火器
作業員	2	名	インバクトドライバー					警笛	
夜間規制監視員		名	ラチェット					保護カネ	
			発動発電機					玉掛け用帯	

※現場で作業手順を変更する場合は作業を中止し、作業責任者からメンテ名古屋担当者に報告・相談する。

■注意事項(共通の指導事項)

1.機械作業は、有資格者が必ず行う。(免許・資格証は必ず携帯する)
2.機械の操作方法、安全装置の確認を充分行うこと。
3.作業に合った保護具を使用する。(保護カネ・防毒・防塵マスク・耐切創用手袋等)
4.消火器を設置する。
5.一人作業の禁止
6.手持ち式振動工具については取扱を十分理解し、使用する。
7.作業で使用しない工具は、発電機を切るかコンセントを抜き、誤作動がおこらないようにする。

■条件

①5m以下は「胴ベルト型」の使用も可能とするが、新基準適用のものを使用するものとする。※なお、作業で5mを超える可能性がある場合は、「フルハーネス型」を使用するものとする。
②作業床があり、囲い、手すり等を設けている箇所で作業する場合には、「胴ベルト型(新基準適用)」の使用も可能とする。
③ブーム式高所作業車を用いて作業を行う場合には、5m以下のみの作業「胴ベルト型(新基準適用)」の使用も可能とする。※なお、作業で5mを超える可能性がある場合には、「フルハーネス型」を使用するものとする。
④巻き取り式ランヤードについては、「第2種」の使用も可能とするが、5m以下でしようする場合には、落下時に地面に到達しない場合にフックが取付可能なことを必ず確認のうえ、使用するものとする。